「せとうち魅力発見」キャンペーン　マルシェイベント

「せとうちマルシェ２０２４」

**E-mail：jigyosuishin@jb-honshi.co.jp**

FAXでのお申込みいただいた場合は、

必ず電話等で、着信確認を行ってください

**TEL：078-291-1074**

**FAX：078-291-1363**

**申込日　２０２４年　　月　　日**

●**提出期限　2024年8月31日（土）まで**

**出 店 申 込 書**

当社・団体(出店者)は、「せとうち魅力発見」キャンペーンの目的を理解し、出店規約（裏面）の内容に同意、記名し、「せとうちマルシェ2024」（以下「マルシェイベント」という。）出店を申し込みます。

※出店期間：2024年10月12日（日）～10月14日（月・祝）

**①規約内容同意確認**[ ] **はい**（出店規約ご確認後、□内に✓を入れて下さい）

**②出店者名**　※記入される事業者・団体名がウェブサイト、チラシ類、吊下げ式表示サインに掲載されます。

今回取得しました個人情報は、「マルシェイベント」への出店・その他本州四国連絡高速道路主催イベントへの参加及び準備のためのご連絡・ご案内及び各種サービスの提供並びにその他情報提供を行う目的以外では利用致しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 出店者名（店名）（又は個人名） | （ふりがな） |
|  |
|  |
| 申込会社・団体名（又は個人名） | （ふりがな） |
|  |
| 所在地 | 〒　　　-　　 |
| 代表者氏名 |  |
| 担当者氏名／所属 | (氏名) | (所属) |
| 電話番号／ＦＡＸ | ☎　　 | ＦＡＸ　　　 |
| メールアドレス |  |
|  | **③申込会社・団体情報** | 当日参加される方に限ります。 |
| 当日責任者携帯電話 |  | 開催中止などの連絡のため、夜間・早朝に連絡がつく番号を記入して下さい。 |
| 食品衛生責任者氏名 |  | ※飲食ブースの出店者様のみ。当日立ち合いが必要です。 |
| 出店日 | E30瀬戸中央自動車道　与島パーキングエリア（香川県坂出市）[ ] 2024年10月12日（土）9：00～16：00 　　　[ ] 2024年10月13日（土）9：00～16：00[ ] 2024年10月14日（月・祝）9：00～16：00 |
| 出店形態 | [ ] 　テント利用　[ ] 　キッチンカー（車種名：　　　　　　　　　　）　　【車両サイズ：全長　　　m、全幅　　　m、全高　　　m】 |
| 資機材（持：持ち込み／貸：貸出希望） | 発電機　　（[ ] 持（消火器必要）／[ ] 貸）ガスボンベ（[ ] 持（消火器必要）／[ ] 貸）冷蔵設備　（[ ] 持／[ ] 貸）冷凍設備　（[ ] 持／[ ] 貸）その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | ※該当する資機材を使用する場合は、持ち込み／貸出希望に✔を入れてください。（貸出にかかる費用は出店者様にてご負担ください。貸出を希望される場合は、事前に裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。※テント（1.5間×2間）、長机（60cm×180cm）3台、パイプ椅子2脚、出店者名吊下げ式表示サイン1枚は主催者が無償で貸与します。※ゴミ箱（袋）などを備えるなど自店商品の使い捨て食器等の回収を行ってください。※必要に応じて、手洗い設備、給排水タンクを用意してください。給排水の利用については、主催者に許可を得て利用してください。 |
| 出店内容（販売商品等を詳細に記載ください） |  |
| 販売予定商品のPR（30文字程度） |  |
| PR紹介 | 1. 写真データを２枚（商品画像と店舗外観）添付してメールでお送りください。
2. 自社ホームページお持ちの方は、（お持ちでない方はSNS）アドレスを記入下さい。
 |

注意事項：主催者は、本出店申込書の受領後、所定の確認・審査を行います。申込を承諾する場合、主催者が署名した本出店申込書のコピーを 申込受理通知として返送いたします。返送されたコピー

は本契約の控えとなりますので必ず保管してください。

　　　　　　　　２０２４年　　月　　　日　　上記の申込みを受領いたしました。

主催者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本州四国連絡高速道路株式会社

記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名

　　「せとうち魅力発見」キャンペーンは、ＪＢ本四高速グループが地域と連携し、サービスエリア・パーキングエリア（以下、「SA・PA」という。）を最大限活用して、瀬戸内の“良いモノ”を見つけ出して情報発信することで、地域内外のつながりを創出し、瀬戸内地域への来訪・周遊を促進するキャンペーンです。

今回、本キャンペーンの一環として、ＳＡ･ＰＡで地域の観光ＰＲや特産品の販売等を行うイベント（以下「マルシェイベント」という。）を実施し、生産者と消費者が直接繋がることで、効率的に商品の認知拡大が望め、来場者に『この味わいをもう一度楽しみたい』『こんなにもいいものがたくさんある場所に行ってみたい』と思って頂くことにより、瀬戸内地域の関係人口の増加に繋がることを目的としています。

本規約は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「主催者」という）と当事業に出店を希望する者（以下「申込者」という）との間に締結される契約に適用されるものとします

2024/6/21版

「せとうち魅力発見」キャンペーン マルシェイベント出店規約

**第６条 取消料**

1. 出店者が本契約の取消を希望する場合は、主催者が署名した出店申込書控えに、①取消

の連絡を行う担当者の氏名及び連絡先、②取消連絡の日時、③解約・削減理由を記載し

て通知するものとし、当該通知がイベント主催者に到達した日（以下「解約・削減日」という）

をもって本契約を解約することができます。ただし、出店者は通知日により以下の各号に

定める割合で取消料を支払うものとします。

（1）通知日が出店初日の前日から起算して遡って14日前から8日目に当たる日までの場

合、3,000円。

（2）通知日が出店初日の前日から起算して遡って7日前から前日までの場合、5,000円。

（3）通知日が出店当日の場合、8,000円。

**第７条　契約の解除**

1. 本契約成立後であっても、主催者は第３条に規定する出店申込の拒絶事項がある場合、

又は出店者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく本契約を解除

することができるものとします。

　（1）本規約の各条項に違反した場合

　（2）出店ブースを出店申込書に記入した内容以外の目的で使用した場合

　（3）著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合

　（4）出店者が主催者の指示に従わない揚合

　（5）その他主催者と出店者の信頼関係が著しく損なわれたと客観的に判断できる場合

2. 出店者が前項各号のいずれかに該当する場合、主催者は直ちに出店者を本イベント会

場より退去させることができるものとします。この場合、当該出店者の出店ブースの利用

は主催者に一任されたものとします。

3.第１項及び前項の規定は、主催者の出店者に対する損害賠償請求を妨げるものではあり

ません。

**第８条　不可抗力による開催中止等**

1. 大雨・強風・雷などの気象の影響やその他やむを得ない事情により、主催者が実施困難

と判断した場合は、中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 主催者は、前~~号~~項の事由による「せとうち島旅フェス2024」の営業の中止により生じた出店

者のいかなる損害も賠償する責任を負いません。また、出店料及び付随する費用の全部

又は一部の返還はいたしません。

**第９条**　**出店者の義務及び責任**

1.主催者等に届け出た事項はすべて事実に間違いなく、これらに変更が生じた場合は、速

やかに主催者等に連絡すること。

2.出店場所は主催者等が指定します。

3.出店場所・営業時間などを含めた一切について、スムーズな進行及び安全を確保する

為、出店者は主催者等の指示に従うこと。

4.食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任に

て対応すること。

(1)許可書等の写しを申込書とあわせて提出すること。

(2)その他各種許可申請については、出店者が責任をもって行うこと。

(3)飲食営業の賠償責任保険へ加入すること。

5.コピー商品などの著作権を侵害するもの、酒類、リサイクル品など、法律に違反する物品

や社会通念上ふさわしくないと主催者が判断したものは販売しないこと。

6.主催者等が別途指定する日までに販売品目の提出を行う。また、イベント終了後、日毎

の売上の報告を行うこと。

7.開催場所のSA･PA既存店が販売している商品と同一商品の販売はできません。

（ただし、主催者が許可した場合を除きます。）

8.出店者は予めゴミ箱（袋）などを備えるなど自店商品の使い捨て食器等の回収を行うこと。

9出店者は必要に応じて、手洗い設備、給排水タンクを用意すること。給排水の利用につ

いては、主催者に許可を得て利用すること。

10.いかなる時も周囲への安全に十分注意し、万が一、来場者に怪我を負わせた場合は一

切の責任を取り、速やかに主催者等に報告すること。

11.発電機・ガス等の火器を使用する場合は業務用消火器を設置し、防火対策を確実に行う

こと。

12.来場者や他の出店者に対して不快を与えるような行為（服装・言動など）を行わないこと。

また、価格表示を明確にし、来場者とのトラブルを起こさないこと。

13.販売した商品に関するトラブル等、お客様からクレームがあった場合は、出店者が責任を

持って対応すること。

14.スピーカーを使っての音出し・楽器の演奏・鳴り物・拡声器等の使用はしないこと。

15.上記事項を守れない場合は、出店を即刻取り止めていただき、今後主催者が開催するイ

ベントへの参加をお断りする場合があります。

**第１０条　映像等の利用**

1.申込者は、当事業の写真又は映像に、申込者の肖像の全部又は一部が含まれる場合

があることを了承し、主催者等が当該写真又は映像を利用等することに同意します。

**第１条　出店申込及び出店契約の成立**

1.出店申込は、申込者が当事業の目的を理解し、本規約の内容を承諾した上で、所定の出店申込書に必要事項を記入し、代表者の署名の上、主催者宛（主催者が指定する場合は業務委託先）に送付（電子メール添付、FAXまたは、郵送）するものとします。

2.主催者等（主催者の業務委託先を含む。以下同じ。）が、出店申込書を受領し、申込内容の確認・審査を経て、申込受理通知を発送（電子メール送付）した時点をもって契約（以下「本契約」）が成立したものとします。

なお、出店者（本契約が成立した申込者をいい、以下も同様とする。）は、主催者の署

名がある受書コピーを保管し必要に応じ主催者等に提出できるようにするものとします。

3.申込者は、主催者等が申込の受理の可否を判断するために確認・調査等が必要と判断した場合は、主催者等の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。

**第２条　出店資格**

1.当事業には、「せとうち魅力発見」キャンペーンの目的を理解し、瀬戸内の魅力を発信し

ていただける方、瀬戸内に在住する個人（成年者）、下記に該当する瀬戸内の自治体、団体、企業が出店できるものとします。

 (1)官公庁、地方自治体、 (2)観光関連団体（DMO、観光局、観光協会等）、

 (3)商工会議所、商工会、(4)航空、鉄道、バス、船舶、レンタカーなどの運輸機関、

 (5)ホテル、旅館などの宿泊施設、(6)美術館、博物館、(7)飲食業、物販業、生産者

(8)大学、専門学校、(9)その他主催者が相当と認める団体・企業

（10）個人によるフリーマーケット（家庭の不要品等の販売）は、除きます。

**第３条　出店申込の拒絶**

1.前条に規定する団体、企業、個人であっても、主催者が出店申込者の業務内容につい

て、以下の各号に掲げるいずれかの事由に該当するものは、本契約の成立の前後に関

わらず、理由の開示なく出店を拒否できるものとします。

(1)当該申込者の出店により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれが

あると主催者が判断した場合

(2)反社会勢力に該当すると主催者が判断した場合

(3)その他合理的な理由により主催者が出店にふさわしくないと判断した場合

**第４条　転貸等の禁止**

1**.**出店者は、本契約に基づき主催者等から利用を許可された出店ブースの全部又は一部の権利を他者へ貸与等（貸与料等の有無を問わず）行うことはできません。

2. 出店者は、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできません

**第５条　出店条件と出店料**

1. 出店対象者

第2条のとおり。

2. 出店料金
(1)売上（消費税を含む）の 10％(別途消費税) ※1 円未満の端数は切り捨て

　　※当社所定の書式により、報告すること

　　※資機材の貸出を受けた出店者は、別途費用負担いただきます。

3. 出店料の請求と支払い

（1）出店料は出店終了後に支払うものとします。

（2）主催者等は出店終了後に請求書を発行し発送するものとします。

（3）出店者は、請求書を受領後、指定された支払期限までに、請求書記載の出店料を一括で、指定金融機関口座に振り込むこととします。

（4）出店者が前項に規定する出店料の支払いを遅滞した場合は、年3％（365日の日割計

算）の遅延損害金を主催者等に支払うものとします。

（5）支払いは、全て日本円とします。

（6）振込に関わる手数料は全て出店者の負担となります。

（7）前各号の規定は、資機材の貸出に係る請求にも適用します。

4. テント・販売什器について

（1）出店者は、事務局が用意するテントもしくは出店者によるキッチンカーで出店するこ

と。

（2）出店者には、長机3台・イス2台・吊下げ式表示サイン1枚（以下、「貸与什器」という）を無償で貸与します。

（3）出店者は、善良なる管理者としての注意義務をもって、テント及び貸与什器を使用管

理すること。出店事業者の故意・過失によって、テント及び貸与什器を破損・故障・紛

失させた場合は、その損害を賠償すること。

(4)キッチンカー等により出店する出店者には、原則として、テント及び貸与什器を貸与し

ません。

お問合せ先：「せとうち魅力発見」キャンペーン事務局

〒651-0088

兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路株式会社　地域連携部　地域共創課

TEL：078-291-1074　FAX：078-291-1363

E-mail：jigyosuishin@jb-honshi.co.jp